

下関市本人通知制度登録(変更・廃止)申請書

(あて先)下関市長

下関市戸籍等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり(変更・廃止)を申請します。

		申請日	年	月	日
申請者	フリガナ				
	氏名	生年月日( 年 月 日)			
	住所	〒			
	電話番号	自宅( )日中の連絡先( )			
	区分	<input type="checkbox"/> 登録者本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 同一戸籍・世帯 <input type="checkbox"/> 任意代理人(申請者との関係 )			

登録内容の変更又は廃止について、次のとおり申請します。

登録者	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	変更	<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 本籍地変更 変更前 ----- 変更後		
		廃止	<input type="checkbox"/> 本人通知制度の登録を廃止します。	
登録者	氏名		生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	変更	<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 本籍地変更 変更前 <input type="checkbox"/> 登録者1と同じ ----- 変更後 <input type="checkbox"/> 登録者1と同じ		
		廃止	<input type="checkbox"/> 本人通知制度の登録を廃止します。	

注1 次の書類を提出してください。

- (1) 本人申請…本人確認書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)
- (2) 法定代理人申請…法定代理人の資格を証する書類(戸籍謄本等)及び法定代理人の本人確認書類
- (3) 同一世帯及び同一戸籍の親族申請…同一世帯・戸籍であることがわかる書類(住民票・戸籍謄本)及び登録者の本人確認書類(写し可)、申請者の本人確認書類
- (4) 任意代理人…委任状、任意代理人の本人確認書類

※ (2)(3)の必要書類について、下関市の戸籍や住民基本台帳で確認できる場合は省略可

(2)(3)の申請については委任状は必要ありません。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	入力	照合	本人確認書類		備考
			<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 同一戸籍・世帯 <input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他( )	

(裏)

下関市戸籍等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、下関市において、この制度により登録した者に係る 戸籍(除籍を含む。)の謄抄本、戸籍(除籍を含む。)の記載事項証明書、住民票(除票を含む。)の写し、住民票の記載事項証明(除票を含む。)、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し(以下「戸籍等」という。を第三者(本人等(注)の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。))をいう。以下同じ。)に交付した場合に、その事実について通知するものです。  
注)本人等…(戸籍関係)本人、同じ戸籍に記載されている方又はそれらの配偶者及び直系の尊属卑属、法定代理人(住民票関係)本人又は本人と同一の世帯に属する者
- 2 第三者に登録者に係る戸籍等を交付したときは、申請者又は法定代理人に下関市戸籍等交付通知書を送付します。ただし、次の場合を除きます。
  - ・ 国又は地方公共団体からの公用による請求
  - ・ 学術研究等のための請求
- 3 通知書でお知らせする内容は、次の事項です。
  - ・ 戸籍等の交付年月日
  - ・ 交付した戸籍等の種別及び通数
- 4 申請者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 5 郵便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - ・ 疾病その他やむを得ない理由等により 窓口で 申請をすることができない場合
  - ・ 他の市区町村に居住している場合
- 6 この制度の実施において必要な場合は、申請者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 7 本人通知制度は、戸籍等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。